

5福薬業発第205号
令和5年7月27日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

**マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない場合の
周知資料について**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、「マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない場合の診療報酬等の請求の取扱いについて」につきましては、令和5年7月26日付け5福薬業発第200号にてお知らせしたところですが、今般、マイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない場合に、必要に応じて患者へ配布することができる周知資料が別添のとおり作成されております。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページ＞テーマ別に探す＞健康・医療＞オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html